

「建築物石綿含有建材調査者講習」

修了考査 【Ⅲ】

試験年月日 年 月 日 実施

受講番号		氏名	
------	--	----	--

- 1.指示があるまで、問題は見ないでください。
- 2.合格点は、正解が各科目40%以上、かつ全科目で60%以上です。
- 3.試験時間は90分です。
- 4.不正行為が発覚した場合は、直ちに退席いただき、不合格といたします。

得 点

建築物石綿含有建材調査に関する 基礎知識 1	点
建築物石綿含有建材調査に関する 基礎知識 2	点
石綿含有建材の建築図面調査	点
目視調査の実際と留意点	点
建築物石綿含有建材調査報告書の 作成	点
合 計	点

事務管理者	採点担当者

【 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1 】

問1 「建築物石綿含有調査」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 国内では、1956（昭和31）年から、吹付け石綿が販売されていた。
- 2 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- 3 1975（昭和50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
- 4 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」の2種類である。

問2 石綿の定義、種類、特性に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- 2 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。
- 3 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
- 4 アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、アモサイトは石綿セメント管にも多く使用された。

問3 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿ばく露と喫煙が重なっても、肺がん発症リスクはさほど変化しない。
- 2 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.細気管支」→「6.肺胞」である。
- 3 中皮腫とは、腹膜のみに発生する悪性腫瘍をいう。
- 4 非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。

「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。
- 2 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。
- 3 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強いが、潜伏期間は短い。
- 4 粉じんの吸入約1年後の肺内の残留率は、非喫煙者では約10%であるのに対して、喫煙者では、約20%になるとの報告がある。

問5 「建築物と石綿関連疾病、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。
- 2 中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- 3 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。
- 4 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、高齢者が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

【 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2 】

問1 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。
- 2 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m² 以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- 3 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当しない。
- 4 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当しない。

問2 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法において、元請業者が行った事前調査に関する記録の保存については定められていない。
- 2 大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- 3 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。
- 4 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、元請業者又は自主施工者である。

問3 「リスク・コミュニケーション」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- 2 リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることは重要ではない。
- 3 リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
- 4 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションのガイドラインは公表されていない。

問4 「石綿含有建材調査者」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
- 2 石綿含有建材調査者は、石綿含有建材の調査の専門家であり、対策や工法については除去工事業者が行うため、精通しておく必要はない。
- 3 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法や、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などにも大きく影響する。
- 4 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であっても、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する必要はない。

問5 「事前調査の具体的手順の例」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してもよい。
- 2 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、書面調査を省略してもよい。
- 3 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- 4 目視調査においては、「石綿含有」とみなすこともできる。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問1 「建築一般」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないものは耐火建築物としなければならない。
- 2 建築基準法において「壁及び構造上重要ではない間仕切壁」は、建築物の主要構造部である。
- 3 建築基準法において「柱及び構造上重要ではない間柱、附け柱」は、建築物の主要構造部である。
- 4 建築基準法において「床及び構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床」は、建築物の主要構造部である。

問2 「建築一般」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能は同一である。
- 2 建築基準法第2条5号において、「主要構造部」が建築物の防火上の観点から定められている。
- 3 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火及び自燃しない性能をいう。
- 4 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。

問3 「建築一般」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み30cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- 2 S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部のうち壁、柱の2点について耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
- 3 不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、20分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。
- 4 難燃材料とは、5.5mm以上難熱合板、7mm以上せっこうボードで、10分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

問4 「建築設備」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれない。
- 2 空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、ファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿は施工されていない。
- 3 昇降機のシャフト（昇降路）に、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿は施工されていない。
- 4 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれる。

問5 「石綿含有建材」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも重要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
- 2 レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け工法のみである。
- 3 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「バーミキュライト」と「水」である。
- 4 石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹き付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「バーミキュライト」と「水」である。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問6 「石綿含有建材」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているため石綿無含有建材と判断してよい。
- 2 1954（昭和29年）以前も石綿含有材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
- 3 昭和48年に起きたオイルショック以降施工コスト低減を目的として昭和60年までにかけて建築されたR C構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。
- 4 石綿含有吹付けバーミキュライトが使用された目的は、吸音、断熱、結露防止、化粧仕上げであり、代表的な製品名は「アロック」「ダンコートF」である。

問7 「石綿含有建材」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- 2 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第一種」の2種類がある。
- 3 レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- 4 石綿を含有している耐火被覆板は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されていた。

問8 「石綿含有建材」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 レベル3の石綿含有建材の対象となる法律は、石綿則のみとなる。
- 2 レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- 3 レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも非常に少ない。
- 4 調査対象建築物の施工時期がわかればレベル3の石綿含有建材はかなりの確率で推定することができる。

問9 「石綿含有建材」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
- 2 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
- 3 せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。
- 4 石綿含有パーライト板は、主に、一般住宅の軒天井材に使用されている。

問10 「石綿含有建材」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名などの印字がある。
- 2 石綿含有ルーフィングは、目視では、石綿が含有されているか否かの識別は極めて困難である。
- 3 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。
- 4 石綿セメント円筒は、共同住宅において使用された例は無い。

【 石綿含有建材の建築図面調査 】

問11 「書面調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。
- 2 目視調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、書面調査の計画を立てるために行う。
- 3 書面調査は、目視調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
- 4 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。

問12 「図面の種類と読み方」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 施工図の内容は詳細事項が多いため、解説量が豊富で専門知識がなくても理解できる。
- 2 図面上の情報は、改修作業等の度に更新されるため、現在までの利用過程における改修作業等が反映されている。
- 3 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、断面図、矩計図、などにあるが、平面図、天井伏図にはない。
- 4 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。

問13 「図面の種類と読み方」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失され、建築図面が入手できないことも多い。
- 2 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報は得られない。
- 3 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できない。
- 4 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などを読み取ることが可能であるが、天井の裏側や梁と外壁との関係は読み取ることができない。

問14 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- 2 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場に混入していたという情報である。ただし、意図的に添加していなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるため注意が必要である。
- 3 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
- 4 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるが、活用した場合に、調査結果に使用・確認した年月日を記載する必要はない。

【 目視調査の実際と留意点 】

問1 「目視調査の流れ」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。
- 2 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- 3 石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
- 4 目視調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。

問2 「事前準備」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 調査時の服装のポイントは、「調査作業中であることを第三者に伝えること」、「石綿粉じんからのばく露防止対策」の2点である。
- 2 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- 3 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着したり、名札を首から掛ける必要は特にない。
- 4 事前調査は、高所であっても危険を伴う作業ではないので、墜落制止用器具を着装する必要はない。

問3 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くに石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
- 2 目視調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。
- 3 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する必要はない。
- 4 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているが、建築時期が不明なため、石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な参考にはならない。

問4 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 令和3年4月以降において、事前調査で書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
- 2 「目視」による調査とは、「単に外観を見ること」で、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について調査する必要はない。
- 3 目視調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まり、まず建築物の外観をじっくり観察する。
- 4 レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。

問5 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- 2 安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
- 3 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「12カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。
- 4 試料採取の注意事項として、採取する際には、飛散抑制剤等で湿潤する。

【 目視調査の実際と留意点 】

問6 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 改修・解体のための事前調査では、必要があれば取外し調査（場合によっては破壊を伴う）を行い、すべての範囲について調査を行う必要がある。
- 2 天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。
- 3 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示の可能性はないため、一つの表示で判断できる。
- 4 調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。

問7 「試料採取」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 試料採取にあたって、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。
- 2 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。
- 3 複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり手袋を交換する必要はない。
- 4 吹付材は、材料組成が「均一」になっている可能性が高いので、代表1か所を採取する。

問8 「試料採取」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000㎡未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の2箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- 2 耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」があり、「耐火塗材」は含まれない。
- 3 煙突用断熱材には、煙道側に断熱層がある場合と、煙道側の円筒管の裏側に断熱層がある場合がある。
- 4 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は「成形の保温材」がほとんどである。

問9 「試料採取」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
- 2 厚付け仕上塗材（スタッコ仕上げなど）は、上塗材が必ずある。
- 3 成形板の試料採取に当たっては、「関係者以外立入禁止」の看板等を作業場入口に掲示する。
- 4 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多く、これらの凹凸部分を形成している主材は、場所によって組成にバラつきがある。

問10 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- 2 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから調査メモを作成する。
- 3 デジカメはメモ代わりになるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。また念のため1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮ることに留意する
- 4 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影（アップ）を行う。

【 目視調査の実際と留意点 】

問11 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 「やや劣化」とは、全般的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。
- 2 調査する部屋に天井にボードがある場合は、「囲込み済」であり、飛散の可能性は極めて僅かである。
- 3 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて非常に多い。
- 4 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達において、「調査の責任分担を明確にする」ことは定められていない。

問12 「建材の石綿分析」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定量分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定性分析方法」がある。
- 2 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- 3 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことはできない。
- 4 アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法 1 は、「電子顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。

問13 「建材の石綿分析」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 定量分析方法 2 は、位相差・分散顕微鏡を用いた定量分析方法である。
- 2 定性分析方法 3 は、光学顕微鏡法による定性分析方法である。
- 3 定性分析の方法として、「定性分析法 1」、「定性分析法 2」、「定性分析法 3」の 3 種類がある。
- 4 定性分析方法 1 及び定性分析方法 2 は、“アスベストの含有の有無の判定基準”は同じである。

問14 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する記述のうち、正しいのも一つに○をつけなさい。

- 1 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票の作成については、後日、思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。
- 2 部屋別の目視調査個票と、部屋別の写真は別々に取り纏める。
- 3 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
- 4 目視調査個票は、調査した「部屋の順番」に作成することが望ましい。

【 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 】

問1 「目視調査総括表の記入」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築物の概要欄における建築物所在地は、「地番・家屋番号」を記入する。
- 2 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
- 3 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。
- 4 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。

問2 「目視調査個票を作成」に関する次の記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、未調査範囲として再調査することが出来ない。
- 2 調査者の不注意によって入室しなかった部屋と建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、目視していないという結果は同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。
- 3 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
- 4 調査者の不注意によって入室しなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。

問3 「目視調査個票の記入」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
- 2 目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
- 3 外観の記入においては、外壁の構造の種別に違いはないため、建築物正面側の化粧仕上に注視すればよい。
- 4 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称での記載は不可である。

問4 「調査報告書の作成」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 目視調査個票は調査した「部位」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- 2 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果であった場合は、分析機関の判定を採用することが重要である。
- 3 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- 4 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。

問5 「所有者等への報告」に関する記述のうち、正しいもの一つに○をつけなさい。

- 1 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- 2 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、現地調査個票は省略することができる。
- 3 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- 4 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。